

目次

「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」／「経営者随行 インターンシップ」を実施します	1
平成31年度「県立IT短大」入学生募集について	2
水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集!!	3
平成31年度県立産業技術専門学院入学生募集!	4
平成30年度時間外労働等改善助成金のご案内	5~6
労働関係法令違反があった事業所の新卒求人を受け付けません!	7
平成30年度両立支援等助成金のご案内	8~9
出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン	10
労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう	11
労働保険料の納付は、口座振替が便利です	12
安心して働くための「無期転換ルール」とは	13
労働委員会の窓から	14~15
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を!／働き方改革講師派遣のご案内	16
8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です!	17

「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、元気いばらき就職面接会を開催します。

- 開催日時 平成30年7月10日(火)
13:30~15:30(受付13:00~)
- 会場 茨城県水戸合同庁舎 2階 大会議室
(水戸市柵町1-3-1)
- 対象求職者 学生を除く若者や離職され求職中の方
- 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約30社

「経営者随行 インターンシップ」を実施します

茨城県では、今年度より主に大学1~2年生を対象とした「経営者随行 インターンシップ」を実施します。

現在、参加いただける学生及び企業を募集中です。

- 実施日 平成30年8月~平成31年3月のうち、学生の夏季・冬季・春季休みの時期の1日実施予定
(後日、フォローのためのオフ会も実施予定)
- 参加対象学生 県内企業に興味のある学生(主に大学1~2年生)
- 参加対象企業 県内企業

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 TEL: 029-301-3645

12年連続就職率100%！ 女子も活躍！ 平成31年度「県立IT短大」入学生募集について

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています！女性も多数在籍しています！

企業から高く評価されている就職に有利な国家資格（基本情報技術者試験）に、本校は在校生の60%以上が合格しています！ ※全国合格率20%程度

IT人材は今後益々需要が高まることが予想されるため、**平成31年度入学生から情報処理科の募集定員を20名から40名に増やします！**



1 募集内容

募集施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
募集訓練科(募集定員)	情報システム科（20人）／情報処理科（40人）

2 入試等日程

		受付期間	選考日	合格発表
高等学校長または 中等教育学校長推薦		平成30年9月3日（月） ～10月5日（金）	平成30年10月11日（木）	平成30年10月18日（木）
特別推薦		平成30年12月17日（月） ～平成31年1月18日（金）	平成31年1月26日（土）	平成31年2月1日（金）
一般入試	前期	平成30年11月5日（月） ～12月4日（火）	平成30年12月11日（火）	平成30年12月18日（火）
	中期	平成30年12月25日（火） ～平成31年1月29日（火）	平成31年2月5日（火）	平成31年2月12日（火）
	後期	平成31年2月12日（火） ～3月15日（金）	平成31年3月22日（金）	平成31年3月26日（火）

3 学費

入学科	①126,750円（平成30年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で、一定条件を満たす場合は、授業料の免除等が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。学校ホームページからダウンロードできます。



茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県労働政策課公式ブログ） <http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>
茨城県立産業技術短期大学校ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/>

平成30年度後期生募集 水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集!!

～知的障害者の方を対象とした職業訓練～

授業料無料（※）【募集人員：10名】



※テキスト代、作業服代や傷害保険など個人的な費用については実費負担となります。

訓練内容

きめ細やかな指導により、OA実技を含む基礎学科、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、販売・物流業務、清掃業務、介護業務等に関する知識・技能を習得し、就職を目指します。

★就職先の主な業種：製造業、清掃、販売、介護、事務補助 等

訓練期間

平成30年10月5日（金）～平成31年3月22日（金）まで【6ヶ月】

○ 訓練時間 8時30分から16時

訓練対象者（次のすべての要件を満たしている方）

- 軽度の知的障害者としての療育手帳を所持している方、又は公的機関でこれと同等と判断された方
- 公共職業安定所に求職申し込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- 職業訓練を受講することに熱意を有し、就労意欲があり、職業的自立が可能と認められる方
- 自ら通学が可能で、集団生活及び職業訓練を受講するのに支障がないと認められる方

訓練実施場所・選考試験会場

茨城県立水戸産業技術専門学院 水府町校舎

所在地：水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター研修棟3階）

選考日程

○ 募集期間 平成30年6月18日（月）～8月20日（月）

○ 選考日 平成30年9月3日（月）午前8時45分

選考内容：小テスト（簡単な計算・読み書き）、軽作業（簡易作業及び適性検査）、面接（本人及び保護者）を行いますので、筆記用具（鉛筆）を持参してください。

○ 合格発表日 平成30年9月7日（金）午前9時

その他

- 「受講指示者」には、雇用保険又は訓練手当が支給されます。
 - 「支援指示者」には、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」が支給されます。
- 詳細は、最寄りのハローワークへご相談ください。

問合せ先

詳細については、水戸産業技術専門学院又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

茨城県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 総合実務科（水府町校舎）

TEL：029-300-5221，FAX：029-300-5222，ホムズ http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/

平成31年度県立産業技術専門学院入学生募集！

県立産業技術専門学院では、平成31年度入学生を以下のとおり募集いたします。

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス編制によりきめ細やかな指導を行っており、高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。

また、公立で授業料が安いというえ、就職に有利な資格を複数取得することができるなど、多くのメリットがあります。

毎年度、高い**就職率**で、ほぼ全員が正社員として、就職しています。

多くの皆様のご応募をお待ちしております。



1 募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
	1年	建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
		プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

2 選考試験日程等

	自己推薦入学者選考試験	学校長推薦入学者選考試験
受付期間	平成30年7月9日(月)～8月20日(月)	平成30年9月3日(月)～9月21日(金)
選考試験日	平成30年8月24日(金)	平成30年9月28日(金)
合格発表日	平成30年8月31日(金)	平成30年10月5日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院	入学を希望する産業技術専門学院

	一般入学者選考試験 A日程	学校長推薦入学者選考試験
受付期間	平成30年10月9日(火)～10月26日(金)	平成30年11月12日(月)～12月10日(月)
選考試験日	平成30年11月2日(金)	平成30年12月14日(金)
合格発表日	平成30年11月9日(金)	平成30年12月21日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院	入学を希望する産業技術専門学院

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。
また、茨城県産業戦略部労働政策課(TEL029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>)

平成 30 年度 時間外労働等改善助成金のご案内

時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む**中小企業事業主**（※）に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています（「職場意識改善助成金」を改称）。

コース	時間外労働上限設定コース（拡充）	勤務間インターバル導入コース（拡充）
助成概要	時間外労働の上限設定を行う 中小企業事業主に対し助成	勤務間インターバルを導入する 中小企業事業主に対し助成
対象事業主	<p>① 時間外労働が月 80 時間（休日労働を含む）・年 720 時間を超える特別条項付き 36 協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主（単月に複数名が行った場合を含む）</p> <p>② 時間外労働が月 80 時間（休日労働を含む）・年 720 時間以下の特別条項付き 36 協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主（単月に複数名が行った場合を含む）</p>	新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主
助成率、上限額	<p>費用の 3/4 を助成</p> <p>※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5 を助成</p> <p>① 平成 30 年度（又は平成 31 年度）に有効な 36 協定において、時間外労働の上限を月 45 時間・年 360 時間以下に設定</p> <p>⇒ 上限 150 万円</p> <p>※月 45 時間を超え月 60 時間以下の設定に留まった場合</p> <p>⇒ 上限額 100 万円</p> <p>月 60 時間を超え月 80 時間以下・年 720 時間以下の設定に留まった場合</p> <p>⇒ 上限額 50 万円</p> <p>② 平成 30 年度（又は平成 31 年度）に有効な 36 協定において、時間外労働の上限を月 45 時間・年 360 時間以下に設定</p> <p>⇒ 上限 100 万円</p> <p>③ ①又は②に加え、週休 2 日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算</p> <p>⇒ 4 週当たり 4 日増 100 万円、3 日増 75 万円、2 日増 50 万円、1 日増 25 万円</p> <p>※上限額の合計は 200 万円まで</p>	<p>費用の 3/4 を助成</p> <p>※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4/5 を助成</p> <p>上限額はインターバル時間数等に応じて、9 時間以上 11 時間未満</p> <p>⇒ 40 万円</p> <p>11 時間以上</p> <p>⇒ 50 万円</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期限	平成 30 年 12 月 3 日（月）	平成 30 年 12 月 3 日（月）

コース	職場意識改善コース（拡充）	団体推進コース（新規）
助成概要	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の目標を達成した中小事業主 <年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組> ① 年休の年間平均取得日数を4日以上増加 ② 月間平均残業時間数を5時間以上削減 <週所定労働時間を40時間以下とする取組> 特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること	傘下企業のうち、1/2以上の企業について、 時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと
助成率、上限額	<年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組> 費用の1/2～3/4を助成、上限100万円 ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算 <週所定労働時間を40時間以下とする取組> 費用の3/4を助成、上限50万円 ※3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	上限500万円 ※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	平成30年10月1日（月）	平成30年8月31日（金）

上記のほか、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。詳細はテレワーク相談センター（0120-91-6479）へお問い合わせください。

※**中小企業事業主**とは、「資本または出資額」「常用使用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用使用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

国の予算額に制約されるため、申請期限前に受付を締め切る場合があります。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL029-277-8294）へお問い合わせください。

労働関係法令違反があった事業所の 新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、平成28年3月1日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者等に紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けないこととしました（以下、「不受理」という）。

不受理となる対象と不受理期間

不受理となる対象

平成28年3月1日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等^(※1)であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

- (1) 1年間に2回以上同一条項の^(※2)違反について是正勧告を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合
- (3) 対象条項違反により送検され、公表された場合



不受理期間 A

法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

不受理期間 B

送検された日から1年経過するまで
(是正後6カ月経過するまでは
不受理期間を延長)

2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合



不受理期間 A

法違反が是正されるまで
+
是正後6カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。



平成30年度 両立支援等助成金のご案内

誰もが活躍できる“職場づくり”のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と 家庭生活の 両立支援	男性の育児休暇取得を促進!	1 出生時両立支援コース
	仕事と介護の両立支援!	2 介護離職防止支援コース
	仕事と育児の両立支援!	3 育児休業等支援コース
女性活躍推進	育児・介護等による離職者の再雇用!	4 再雇用者評価処遇コース
	女性の活躍を推進!	5 女性活躍加速化コース
	事業所内に保育施設を!	- 事業所内保育施設コース*

1 出生時両立支援コース

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に、下表の額を支給します。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
② 2人目以降の育休取得	a 育休 5日以上: 14.25万円<18万円> b 育休14日以上: 23.75万円<30万円> c 育休1ヶ月以上: 33.25万円<42万円>	a 育休14日以上: 14.25万円<18万円> b 育休1ヶ月以上: 23.75万円<30万円> c 育休2ヶ月以上: 33.25万円<42万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※ <>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

※ 中小企業の範囲や生産性要件、1企業あたりの支給回数など詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

2 介護離職防止支援コース

仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度（介護制度）の利用を円滑にするための取組を行った事業主に、右表の額を支給します。

		中小企業	中小企業以外
A	介護休業	57万円<72万円>	38万円<48万円>
B	介護制度	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※ A、Bについて、各1事業主2人まで支給（無期労働者1人、有期労働者1人）。
※ <>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

3 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に右表の額を支給します。

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※ 上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給。
※ <>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

4 育児休業等支援コース

※支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン(*)」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた**中小企業事業主**に右表の額を支給します。

		支給額
A	育休取得時	28.5万円<36万円>
B	職場復帰時	28.5万円<36万円>
-	職場支援加算	19万円<24万円> ※「B」に加算して支給

※1事業主2人まで支給(無期労働者1人、有期労働者1人)。

II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に右表の額を支給します。

		支給額
支給対象労働者1人当たり		47.5万円<60万円>
-	有期契約労働者の場合の加算	9.5万円<12万円>

※支給対象期間は5年間、支給人数は1年度当たり10人まで。

III 職場復帰後支援

育休からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ**中小企業事業主**に右表の額を支給します。

		支給額
制度導入		28.5万円<36万円>
制度利用	A:看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3	

※制度導入のみの申請は不可。AまたはBの制度いずれかについて1回のみ。
※制度利用は、3年以内5人まで。
1企業当たりの上限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

5 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

- ステップ①:女性の活躍の状況把握を行い、自社の女性の活躍に向けた課題を分析
 ステップ②:数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等と、活躍状況の公表
 ステップ③:行動計画期間内に「取組目標」を達成→「加速化Aコース」の申請
 ステップ④:③から3年以内に「数値目標」を達成、達成状況を公表→「加速化Nコース」の申請



(支給額:各コース1企業1回限り)	中小企業(注1)	中小企業以外	
【加速化Aコース】※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	-	(注1)中小企業:本コースでは産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。
【加速化Nコース】※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	-	(注2)中小企業は15%以上となった場合に支給額を加算します。中小企業以外は産業平均値の1.3倍以上となったことが必要です。
女性管理職比率が基準値以上(注2)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>	

※達成状況を客観的資料で確認できない目標、適切な課題分析に基づかない目標、数値目標の達成に直接関連しない取組等は助成対象となりません。
 ※助成対象となる取組目標は、事業主が主体的に行う取組に限ります(従業員が行う自己啓発への補助等は対象となりません)。

※事業所内保育施設コース

「事業所内保育施設コース」は、平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業(内閣府)による助成制度の活用をご検討ください。◇問い合わせ先:公益財団法人 児童育成協会 TEL:03-5766-3801

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請総額が予算額を超過した場合や申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL029-277-8294) へお問い合わせください。

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポート キャンペーン

臨時相談窓口を開設します！

平成30年8月
実施！



普段は忙しくてハローワークに来ることが
できないお父さん、お母さん、
児童扶養手当の現況届の提出の際に、
ぜひお越しください。
あなたのお仕事についての悩みを、
ハローワークにご相談ください。



- 仕事を探しているが、見つからない。
- 今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- もう1つ仕事を探している。

あなたの就職活動をハローワークと地方自治体が
連携して応援する制度です！

地方自治体
(福祉事務所等)

連携

ハローワーク

ハローワーク
(就職支援ナビゲーター)

職場定着に向けた
フォローアップを
します！

児童扶養手当
の支給



こんなメニューを提案・実施します！

就労支援メニュー

- ① キャリア・コンサルティング
- ② 職業相談・職業紹介
- ③ 職業準備プログラム
- ④ トライアル雇用
- ⑤ 公的職業訓練等による能力開発
- ⑥ 個別求人開拓

就職

常用雇用化

職場への定着

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の
休暇を実施しよう。

2018年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13 プラスワン休暇 +1	14
15	16 海の日	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています(平成28年)[※]。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。[※]就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と
組み合わせて、連続休暇に。

土日、夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11 山の日
12	13 夏季休暇	14 夏季休暇	15 夏季休暇	16 計画年休	17 計画年休	18
19	20 プラスワン休暇 +1	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

労働保険料の納付は、口座振替が便利です。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

1. 口座振替納付の特長

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆納付“忘れ”や“遅れ”の心配がありません
あっ！うっかり納付期限が過ぎていた！そんな心配もありません。
- ◆手数料はかかりません
- ◆ゆとりある納付期日で安心
口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月27日	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

- ※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。
- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/buna/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

安心して働くための「無期転換ルール」とは

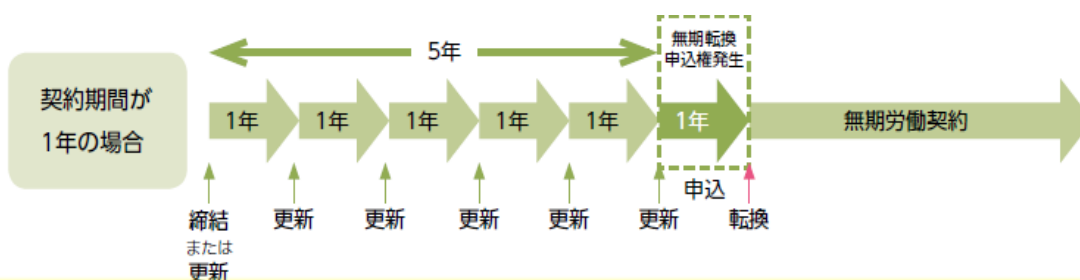
～ 本年 4 月から無期労働契約への転換申込が本格化！ ～

有期労働契約の乱用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図るため、平成 24 年 8 月の労働契約法改正により、いわゆる「無期転換ルール」が定められました。

1. 無期転換ルールとは？

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

通算 5 年のカウントは平成 25 年 4 月 1 日以降に締結した有期労働契約から開始します。



- * 1) 無期転換の申込みは、上記の契約期間内のみだけでなく、要件を満たす限り、以後の有期労働契約の初日から末日までの間のいつでも無期転換の申込みを行うことが可能です。
- * 2) 無期転換ルールを避けることを目的として、申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。
また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もあります。

2. 対象となる労働者

雇用されている労働者のうち、原則として契約期間の定めがある有期労働契約が 5 年を超える全ての方が対象です。

「契約社員」「パート」「アルバイト」などの名称は問いません。

○ 無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします！

無期転換の申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めしています。

有期契約労働者の方が申出の際に利用する「無期労働契約転換申込書」(例)と、申込書を事業所が受理した際に有期契約労働者に交付する「無期労働契約転換申込み受理通知書」(例)は「[無期転換ポータルサイト](http://muki.mhlw.go.jp/)」(<http://muki.mhlw.go.jp/>)でご紹介しています。

○ご相談にあたっては、「**無期転換ルール緊急相談ダイヤル**」もご利用ください。

ナビダイヤル **0570-069276**

受付時間 月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:15

労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けております。

<問い合わせ先>

茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) TEL029-277-8295 まで

労働委員会の窓から

平成30年4月1日～平成30年5月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

◆ 今期の事件の状況

◆ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てが1件、取下げが1件ありました。
係属中の事件は3件です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
H30(不) 第2号事件	教育、学習支援業	H30. 4. 19 労働組合 個人1名	1 懲戒処分の取消し 2 謝罪文の掲示

◆ 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請が1件あり、当該期間中に終了しました。

【終了事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終了状況
Q争議	医療、福祉	H30. 4. 11 労働組合	未払い賃金等	平成30年5月16日、あっせんを開催したが、労使双方の主張の隔たりが大きく、妥協点を見出すことが極めて困難であるため、あっせん打ち切りとして終了した。

◆ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



お知らせ

● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による **個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会** を下記のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月13日（土）13:00～15:30	いばらき就職・生活総合支援センター2階 （水戸市三の丸1-7-41）
第2回	10月18日（木）17:00～19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）
第3回	11月15日（木）17:00～19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



労働委員会講座

労働委員会事務局の担当業務について

労働委員会事務局では、下記の業務を担当しております。何かございましたらお気軽にお尋ねください。

総務調整課	ア 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 イ 個別的労使紛争のあっせんに関すること。 ウ 争議行為の発生届出の受理に関すること。 エ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。 オ 労働争議の実情調査に関すること。
審査課	ア 労働組合の資格審査に関すること。 イ 不当労働行為の審査に関すること。 ウ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関すること。



【お問い合わせ先】;

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） ○医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） ○教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成30年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

＜お借入申込み＞中央労働金庫県内各支店

＜お問い合わせ＞中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課（Tel:029-301-3635）

働き方改革講師派遣のご案内

県では、働き方改革や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。働き方改革とは何か、どのようにワーク・ライフ・バランスに取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師：働き方改革アドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間：40分程度
- 3 対象：県内中小企業、団体、市町村
- 4 派遣料：無料
- 5 お問い合わせ：茨城県産業戦略部労働政策課 電話 029-301-3635



茨城労働 Seed 7月号 第706号 平成30年7月発行
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>

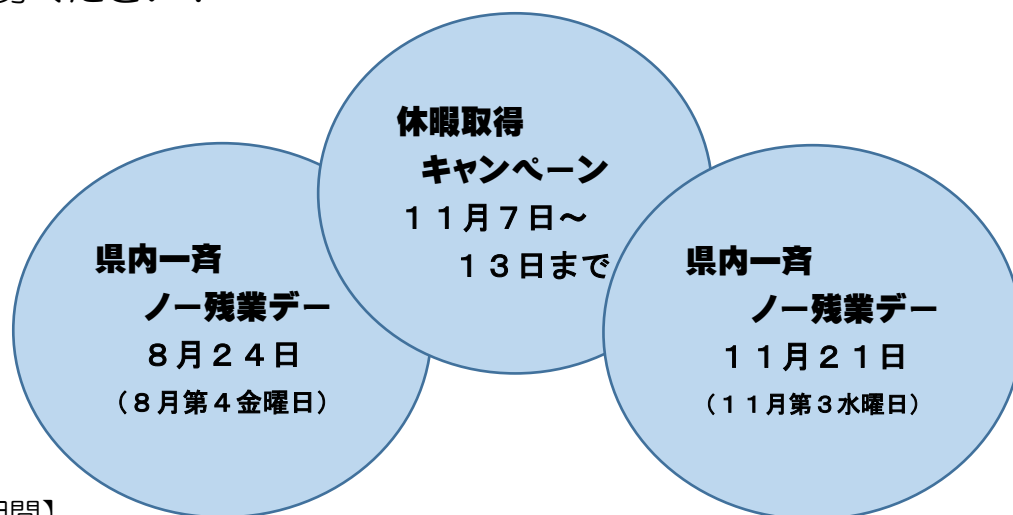
茨城県産業戦略部労働政策課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
 TEL 029-301-3635

8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です！

～企業・団体の皆様からの「いばらき働き方改革取組宣言書」大募集！！～

働き方改革を進めることで、ワーク・ライフ・バランスのとれた社会を実現するため、**8月**と**11月**を「いばらき働き方改革推進月間」とし、企業や団体の皆様から働き方改革に向けた様々な取り組みの取組宣言を募集します。

この機会に、できることから働き方の見直しを進めてみませんか？ふるってご応募ください！



【募集期間】

平成30年7月2日～11月30日

【宣言の例】

- ・ 8月24日（県内一斉ノー残業デー）は定時退社に取り組みます。
- ・ 11月21日（県内一斉ノー残業デー）は定時退社に取り組みます。
- ・ 11月7日から13日の間に休暇取得促進に取り組みます。
- ・ 11月に育児や介護の両立支援制度について、従業員に説明する機会を設けます。

etc

※ 自社の実情に合わせた内容で結構です。

※ 宣言書用紙等の詳細はあってホームページ等で公表します。「茨城県 働き方改革」で検索！

【応募者特典】

- ・ 県ホームページで取組を紹介し、企業等をPRします。
- ・ ポスターをプレゼントします。

〈お問い合わせ先〉

いばらき働き方改革推進協議会事務局

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649 E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



* 「いばらき働き方改革推進協議会」は、県内経済4団体・連合茨城・茨城県市長会・茨城県町村会・茨城県中小企業振興公社・茨城県社会保険労務士会・茨城労働局・茨城県で構成され、本県の働き方改革の推進に向け、官民連携して取り組んでいる団体です。